

## 11月は「不法投棄防止強化月間」です



# 不法投棄は「しない、させない、許さない！」

自然に恵まれた素晴らしい東海村を将来の子どもたちに残していくために、不法投棄は「しない、させない、許さない！」という、強い気持ちを持ちましょう。皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451)、茨城県廃棄物対策課(☎301-3033)

### ●不法投棄は犯罪です！

「不法投棄」とは、「廃棄物処理法」で定められた処分場以外に廃棄物を投棄することです。不法投棄には厳しい罰則が設けられており、逮捕や罰金の対象となることがあります。ごみを捨てる際は、決まりに従って正しく処分するようにしましょう。



▲不法投棄の現場(村内)

村では「東海村ボランティア不法投棄等監視員」と連携して不法投棄防止のための巡回パトロール等を実施していますが、不法投棄はなかなか後を絶ちません。昨年度に村で受けた不法投棄の通報件数は19件にも及びます。

### ●あなたの土地が狙われている！？「不法投棄をさせない」環境づくりを！

「一時的に、資材置き場として土地を貸してほしい」「良い土で土地を埋め立ててあげます」などの話を持ち掛けられ安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋め立てられたりする事例が発生しています。

村などの自治体では、私有地に不法投棄されたごみの回収はできないため、投棄者が見つからない場合は、土地の管理者がごみを処分しなければなりません。不法投棄を防ぐために、柵やフェンスの設置、除草作業、見回り等の定期的な土地の適正管理にご協力ください。

不法投棄のないまちづくりへ“ながらボランティア”をしてみませんか？

## 「東海村ボランティア不法投棄等監視員」募集！



村では、不法投棄に迅速・的確に対応するため、「東海村ボランティア不法投棄等監視員」を募集しています。通勤や買い物、犬の散歩など、普段の生活の中でできる不法投棄の監視に、ぜひご協力ください。

**対象**▼村内に住所を有する20歳以上の方で、原則として週1回以上活動できる方

**活動内容**▼徒歩やジョギングで村内を移動する際に、不法投棄の監視や不法投棄防止の啓発を行います。不法投棄を発見したときは、その内容を環境政策課または下記の「不法投棄110番」へ通報します。

**その他**▼▽「東海村ボランティア不法投棄等監視

員身分証明書」と腕章(夜光反射タイプ)を交付しますので、活動の際には必ず着用してください。▽不法投棄の現場を見掛けたときは、関係者に接することなく、状況を通報してください。▽ボランティアのため、報酬はありません。

**申し込み・問い合わせ**▼電話またはファックス・メール(▽件名「不法投棄監視員応募」▽住所▽氏名▽生年月日▽電話番号——を明記)で、環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451 FAX287-0479 ✉kankyoku@vill.tokai.ibaraki.jp)へ申し込みください。※申し込みは随時受け付けています。

不法投棄・野焼き・不適切な残土埋め立てを見つけたら

いつもみんなでもらなく みはれ

**不法投棄110番 ☎0120-536-380 へ**

受付日時▼月～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで

※上記以外は、ひたちなか警察署(☎272-0110)へご連絡ください。